

「(仮称)みよし未来環境条例（素案）」の概要

本条例は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた基本理念や、行政、事業者、市民、及び再エネ事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め総合的かつ計画的に推進し、持続可能な脱炭素社会の実現を図ることを目的としています。

1 経緯

- (1) 本市では、脱炭素社会の実現に向け、三次市環境基本計画、及び三次市地球温暖化対策実行計画を踏まえ、本年1月に「三次市地域再生可能エネルギー導入戦略」を策定しました。
- (2) 持続可能な未来の環境づくりの主体となる若い世代の感性や意思を条例等に反映していくため、令和5年度に市内の中高生で構成する「みよし未来環境会議」を設置し、その活動成果を「決意とメッセージ」として市長に提言をいただきました。
- (3) 環境月間である本年6月に、上記提言を基調とした「みよし未来環境宣言」を市長が表明しました。
- (4) 市環境審議会の意見聴取を経て条例（素案）を作成し、本年12月10日からパブリックコメントを実施しています。

2 条例（素案）の概要

(1) 前文

本市のカーボンニュートラル宣言である「みよし未来環境宣言」を記載

(みよし未来環境宣言の全文)

今、私たちが動かなければ、2050年はどうなっているだろうか。

みんな、豊かな自然の中で、安心して幸せに暮らしているだろうか。

地球温暖化を原因とする気候変動や異常気象により、深刻化する自然災害、生物の絶滅、食料不足、そういう暗い未来になっていないだろうか。

そんな未来にしないために、私たちと今をともに生きる中高生たちが大切なことを教えてくれた。

ものを大切にする、ごみを正しく分別し限りある資源を循環させる、三次でできたものを三次で使う、省エネを実践する、再エネを上手に取り入れるな

ど、私たちの日々の暮らしの中には、未来を変えることができる選択がたくさんある。

思うだけでは何も変わらない。どんな小さなことでもいい、自分たちにできることを見つけだし、今からはじめよう。

自信と誇りを持って挑戦し続け、全てのものにやさしい地球を共に創ろう。一人ひとりの小さな挑戦が、未来を動かす大きな力になる。

2050年が明るい未来であるために、「みよし」から地球の未来を変えていこう。

(2) 目的

本条例は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、及び「三次市環境基本条例」の趣旨を踏まえて制定するものです。

カーボンニュートラルの実現に関し、基本理念を定め、市、事業者、市民等、及び再エネ事業者等の責務を明らかにします。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた施策の基本となる事項を定め、地域経済の発展と市民生活の向上を図り、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続可能な脱炭素社会を実現し、もって良好な環境を未来に引き継ぐことを目的とします。

(3) 基本理念

ア 市、事業者、市民等、及び再エネ事業者等の誰もが脱炭素社会の重要性を認識し、学習、体験、共有、実行を行動指針の柱とし、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に脱炭素社会の実現のために取り組みます。

イ 地球温暖化対策を通じて、温室効果ガスの排出の抑制等を図り、地域課題の解決に貢献するとともに、地域経済の活性化に寄与します。

ウ 製品やサービス等の利用時に限らず、原料生産、製品生産、利用、及び廃棄等の一連のライフサイクル全体での環境負荷を意識した地球温暖化対策を行います。

(4) 各主体（市、事業者、市民等、再エネ事業者等）の責務

ア 市の責務

市は、基本理念に則り、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、

持続可能な脱炭素社会の実現を図らなければなりません。

イ 事業者の責務

事業者は、事業活動において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

ウ 市民等の責務

市民等は、日常生活において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません。

エ 再エネ事業者等の責務

再エネ事業者等は、再エネ事業に係る設備の設置及び事業運営にあたり、周辺環境との調和や防災力の維持、地域住民の理解を確保するよう努めなければなりません。

(5) 脱炭素社会を実現するための基本的施策

市は、基本理念に基づき、次の事項を基本として、脱炭素社会の実現に向けた具体的な施策を推進するものとします。

ア 再生可能エネルギーの普及、及び地域内循環の推進、二酸化炭素の吸収作用・固定作用を有する森林等の保全、及び環境価値の活用等

イ 建物等への省エネルギー機器の導入推進、及び移動手段の省エネルギー化の推進等

ウ あらゆる主体の共創による環境教育・環境活動の推進、及び脱炭素社会の実現のために自主的かつ積極的に取り組むことができる人材育成の推進等